

## NHK歳末たすけあい助成事業（平成29年度）取扱要領

### 1. 助成対象事業について

実施要綱第2条に定めるNHK歳末たすけあいの募集区分については、次のとおりとする。

(1) 歳末特別支援事業については、次の事業とする。

#### (ア) 歳末ふれあい事業

年末年始の時期に行われる、クリスマス交流会や餅つき大会・新年交流会等のふれあい交流事業に対して、助成を行う。

社会福祉施設において実施する場合には、施設利用者のみを対象とするのではなく、できる限り地域の高齢者や子供たち等の外部の住民とのふれあいの確保にも取り組むこととする。

(対象団体)

県内の民間の社会福祉施設を運営、または県域・県内の複数市町域で活動する団体・社会福祉法人・NPO法人・ボランティアグループとする。

(実施時期)

平成29年12月1日より平成30年1月31日までに行う事業とする。

(助成率および助成限度額)

総事業費の3/4以内とし助成金額の上限を20万円とする。

#### (イ) 歳末支援事業

年末年始の時期に生活等で困っている方への積極的な支援として、取り組まれる炊き出しや生活困窮者等への支援事業とする。

(対象団体)

県内で活動する福祉団体、NPO法人、ボランティアグループ、または社会福祉協議会とする。

(実施時期)

平成29年12月1日より平成30年1月31日までに行う事業とする。

(助成率および助成限度額)

総事業費の3/4以内とし助成金額の上限を50万円とする。

(対象経費)

助成対象となる事業に必要な会場費・食糧費・印刷費・講師等の謝金・備品等の経費を助成するもので、通常の団体運営に要する経費は助成対象としない。

(2) 社会福祉施設整備事業については、次の事業とする。

#### (ア) 車両整備事業

県内の民間の社会福祉施設を運営する社会福祉法人またはNPO法人等が行う、緊急性がありかつ利用者の処遇向上につながる車両の購入に対して助成を行う。

(申請要件)

原則として次の①から③のいずれかに該当することとし、助成決定された場合は、車両の両側面に「NHK歳末たすけあい助成車両」と赤い羽根マークの明示を行うこととする。

- ①概ね15年以上経過、または15万km以上走行した車両の更新
- ②新たに開始する事業に必要となる車両
- ③事故等による廃車などにより緊急的に必要となる車両

(対象団体)

県内の民間の社会福祉施設を運営する社会福祉法人またはNPO法人等(特別養護老人ホームが行う事業については、原則対象外とします。)

(実施時期)

助成対象事業の事業着手については、原則として助成決定通知日以降とし、平成30年3月31日までに進行する事業とする。

(助成率および助成限度額)

総事業費の2/3以内とし助成金額の上限を100万円とする。  
共同募金助成の明示(ペイント)費用については、見積書の提示により、5万円を上限として別途本会が負担する。

## 2. 申請について

### (1) 提出書類

ア. 「助成事業申請書」、「申請事業の事業内容等について」、「団体・施設概要書」(別紙様式による)

※本会ホームページからダウンロードすることも可とする。

イ. 見積書の写(消費税込み)及び積算根拠資料(価格表・カタログ等)

※標準価格(定価)および値引額が記載されていることとする。

ウ. カタログ(対象物件がわかるように明示をすることとする。)

エ. 車両の現況写真(外観・内観・故障箇所等)

オ. 車両を更新する場合、更新車両の車検証(写)

カ. 施設または、法人の概要がわかるパンフレット等

※その他必要に応じて書類の提出を求める場合がある。

### (2) 提出期間

平成29年10月13日(金)本会必着

### (3) 提出方法

申請書、必要書類を滋賀県共同募金会に提出する。

(4) 申請は、原則、1団体1事業とする。(歳末特別支援事業については、法人内の複数の施設で事業実施される場合や、大規模な事業を実施される場合は、本会にご相談ください。)

## 3. 助成金の決定について

(1) 助成金は、本会が決定し、助成決定者に対して通知書を交付する。

募金総額が目標額に達しなかった場合、助成金を減額することがある。

## 4. 助成金の交付

(1) 事業完了後に、別に定める助成金交付請求書等を提出する。

(2) 前記(1)の助成金交付請求書を受理した後、口座振込により交付する。

(3) 助成金の請求は平成30年1月1日以降とする。

## 5. 公表について

本事業の助成を受けた者は、事業の実施にあたり、当該事業が「NHK歳末たすけあい」の助成を受けて実施している事業であることを明示するなど「NHK歳末たすけあい」の使いみちについて、広く住民への周知について配慮する。

さらに、事業の実施により取得した財産に、NHK歳末たすけあいの助成事業であることを明示するとともに、NHK放送局より助成事業の取材等について協力を求められた場合は、対応することとする。

## 6. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町4丁目3-28 (滋賀県厚生会館内)

TEL 077-522-4304 FAX 077-522-4375

ホームページ：<http://www.shiga-akaihane.org>

(参考)

### 車両を整備の明示方法

・車体に「**NHK歳末たすけあい助成車両**」、「ロゴマーク」を車両の両側面に塗装してください。なお、カットニングシートによる明示でも結構です。

**塗装前に、本会に明示（案）を提出してください。**

①ロゴマーク ベース (白色)

外枠、文字 (灰色)

羽根 (赤色)

大きさ 直径40cm以上

②文字 NHK歳末たすけあい 助成車両 (赤色 丸ゴシック体)

大きさ 1文字 10cm×10cm以上

※車両の車体サイズ等によって、上記サイズでの明示が困難な場合は、本会に事前に相談ください

(車両明示例)

